

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年10月9日 11時15分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市野比海岸南方沖 海瀬島灯台から真方位220° 1.4海里付近 (概位 北緯35° 11.6′ 東経139° 43.0′)
事故の概要	遊漁船第二豊国丸は、航行中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第二豊国丸、4.4トン 232-11282千葉、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.35m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 不詳
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、全員救命胴衣を着用し、船長Aが、遊漁の目的で千葉県富津市竹岡港を出港し、神奈川県横須賀市鴨居東方沖の釣り場に向け、GPSプロッターを作動させて手動操舵で南西進した。 船長Aは、左舷船首方にB船を認め、対地速力を約3ノットまで落とし、右舷船首方にかわしたと思ったのち、下を向いて操舵室内に落とし、ペットボトルを拾い、前方を見た際、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突したのを認めた。 B船は、漂泊中、A船と衝突して転覆した。 船長Aは、直ちに停船し、A船を左舷側に転覆しているB船に近づけ、海中に投げ出されてB船に掴まっている操縦者Bを救助し、118番通報した。 A船は、B船をえい航して野比海岸に到着し、操縦者Bが岸に上がり、B船を陸揚げした。 操縦者Bは、救命胴衣を着用していなかった。
分析	A 船は、釣り場に向けて航行中、船長Aが、左舷船首方にB船を認

	<p>めていたものの、右舷船首方にかわしたと思い、視線を船首方から外して下を向いたことから、漂泊中のB船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、釣り場に向けて航行中、船長Aが、左舷船首方にB船を認めていたものの、右舷船首方にかわしたと思い、視線を船首方から外して下を向いたため、漂泊中のB船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶操縦者は、進行方向に漂泊中の船舶がないかなど、常時、適切な周囲の見張りを行い、特に船舶を認めた際、完全に航過するまで同船舶から視線を外さないこと。 ・ ミニボートに乗船する者は、救命胴衣を着用すること。